

肥料価格高騰緊急支援事業実施要領

制 定：令和4年10月17日付け4生流第275038号

一部改正：令和5年5月12日付け5生流第36216号

(趣旨)

第1 原油価格・物価高騰等による昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇により、肥料価格が急騰しており、県内農業者の農業経営に与える影響が大きいことから、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

(通則)

第2 肥料価格高騰緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。（以下「国要綱」という。）、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。（以下「国要領」という。）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

(事業実施主体)

第3 本事業の事業実施主体は、国要綱第4に規定する協議会である香川県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）とする。

(取組実施者)

第4 本事業の取組実施者は、国要綱第5第1項第1号及び国要領第3のとおりとする。

(事業の内容)

第5 県協議会は、以下に掲げる事業を行うものとする。

1 肥料価格高騰緊急支援事業

本事業の内容は、国要領別記1第2第1項に取り組む取組実施者に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に当たる支援金を交付するものとする。

2 肥料価格高騰緊急支援推進事業

別記2に基づき、前項の事業の適切かつ円滑な実施に資するため、取組実施者が提出する申請書の審査、取組確認等に係る業務を行う。

(補助金の交付額)

第6 知事は、予算の範囲内において、県協議会に対し、本事業の実施に必要な補助金を交付するものとし、交付見込額の総額が予算を上回る場合には調整を行うものとする。

(補助対象経費)

第7 本事業の補助対象経費及び補助率は、別記1、2に掲げるとおりとする。

(事業承認申請)

第8 本事業に参加を希望する農業者は、様式第1号により参加の申し出を行い、化学肥料低減計画書等の必要書類については、国要領に基づき提出した書類をもって確認することとする。

2 取組実施者は、参加農業者が作成する国要領の参考様式第2号に定める化学肥料低減計画書の内容が適正であることを確認した上で、様式第2-1号に定める取組計画書(以下「取組計画書」という。)を作成し、県協議会の長(以下「県協議会長」という。)に申請するものとする。

3 県協議会長は、取組実施者から提出された取組計画書の内容について審査を行い、適当と認められるときは、様式第3-2号により事業実施計画書を作成し、様式3-1号により知事に提出するものとする。

4 取組実施者は、事業取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合には、1、2の規定に準じて変更の手続を行うものとする。

(事業の承認)

第9 知事は、前条により提出された事業実施計画書を審査し、支援金を交付することが適当と認められるときは、事業を承認し、様式第4号により県協議会長に通知するものとする。

2 県協議会長は、知事からの承認を受けた場合は、採択を決定し、速やかに取組実施者に様式第5号により通知するものとする。

(事業の変更等)

第10 県協議会長は、次項の重要な変更該当するときは、あらかじめ様式第2-1号により事業変更承認申請書を知事に提出しその承認を受けなければならない。

2 前項の重要な変更は、取組主体ごとの支援金の増額、又は、30%を超える減、取組実施者の変更、事業の中止又は廃止をいう。

3 前項の重要な変更に係る手続きは、第8に準じて行うものとする。

(取組実績報告)

第 11 事業実施主体は、県交付要綱第 7 の実績報告を実施するにあたり、取組実施者に対し、様式第 6 号により取組実績報告書を提出させるものとする。

(事業実施状況報告)

第 12 取組実施者は、参加農業者から国要領の参考様式第 6 号に定める化学肥料低減実施報告書の提出を受けて、様式第 7 - 1 号に定める取組実施状況報告書を作成し、県協議会に提出するものとする。

2 県協議会長は、事業の実施状況について、様式第 8 - 1 号により事業実施状況報告書を作成し、令和 6 年 12 月末日までに知事に報告するものとする。

3 知事は、2 の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて県協議会長に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

附則

この要領は、令和 4 年 10 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 5 月 12 日から施行する。

別記1

肥料価格高騰緊急支援事業

第1 事業の目的

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

第2 事業の内容

1 化学肥料の使用量低減の取組

国要領別記1第2第1項のとおり

2 支援金の額の算定方法

(1) 農業者ごとの支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{支援金の額} = (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.15$$

$$\text{前年の肥料費} = \text{当年の肥料費} \div \text{高騰率} \div 0.9$$

(2) 当年の肥料費とは、国要領別記1第2第2項第2号のとおりとする。

(3) 高騰率は、国要領別記1第2第2項第3号のとおりとする。

(4) 支援金の額は、算定した額の百円未満を切り捨てたものとする。

第3 補助対象経費

取組実施者に対する支援金に限るものとする。

第4 補助率

肥料価格高騰緊急支援事業を実施する県協議会への補助率は、定額とする。

別記2

肥料価格高騰緊急支援推進事業

第1 事業の目的

肥料価格高騰緊急支援事業（以下「支援事業」という。）の効果を十分に発揮させるため、取組実施者への当該事業の趣旨の徹底、適切な審査等の実施等を行うほか、取組実施者に対し円滑に支援金を交付するための経費を支援することにより、当該事業の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

第2 事業の内容

1 肥料価格高騰緊急支援推進事業（以下「推進事業」という。）において実施することができる取組内容は、以下に掲げるものとする。

（1）推進及び指導

県協議会の長は、対策事業の概要及び対策事業の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、当該事業の適切な実施に向け、取組実施者に対し、指導や助言等を行う。

（2）交付事務

県協議会の長は、取組実施者から提出された申請書等の審査や支援金の交付等に係る事務を行う。

（3）実施確認

県協議会の長は、支援金の交付の対象となる取組について、取組実施者から提出された書類により実施確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。

（4）その他必要な事項

（1）から（3）までの取組のほかに、対策事業の推進に必要な取組を行う。

第3 補助対象経費

補助対象経費は別表に掲げる経費とする。

第4 補助率

推進事業を実施する県協議会への補助率は、定額とする。

別表

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器等の借上経費	
	印刷製本費	・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・本事業の実施に直接必要な現地確認等に要する燃料代	
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費		・本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認等を事業実施主体等が行うための旅費	
雑役務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な振込手数料	